

大阪空襲訴訟

民間の戦争被害者の補償を求めて

空襲などによる民間の戦争被害者への補償は存在しない。国は戦争だから耐えてもらうという「受忍論」の立場を変えない。大戦の犠牲とは何だったのかを問い、被災者たちが立ち上がった。

矢野宏
大阪空襲訴訟を支える会代表
「新聞うずみ火」代表

太平洋戦争末期、1万5000人もの命が奪われたとされる大阪空襲の被災者と遺族らが国に謝罪と賠償を求めて提訴したのは、昨年12月8日のこと。その日は、日本が無謀な太平洋戦争に突入して68年目の開戦記念日だった。

原告に名乗りを上げたのは、大阪、兵庫、奈良、長野の4府県に住む18人。いずれも、空襲でかけがえない肉親を奪われたり、生涯消えることのない傷を負わされたり、家財産を失った人たちである。

置き去りにされた空襲被害者

原告たちの訴えは大きく分けて2つある。

国が主張する「戦争損害受忍論」は、法の下の平等をうたった憲法に違反しているのではないかというこ

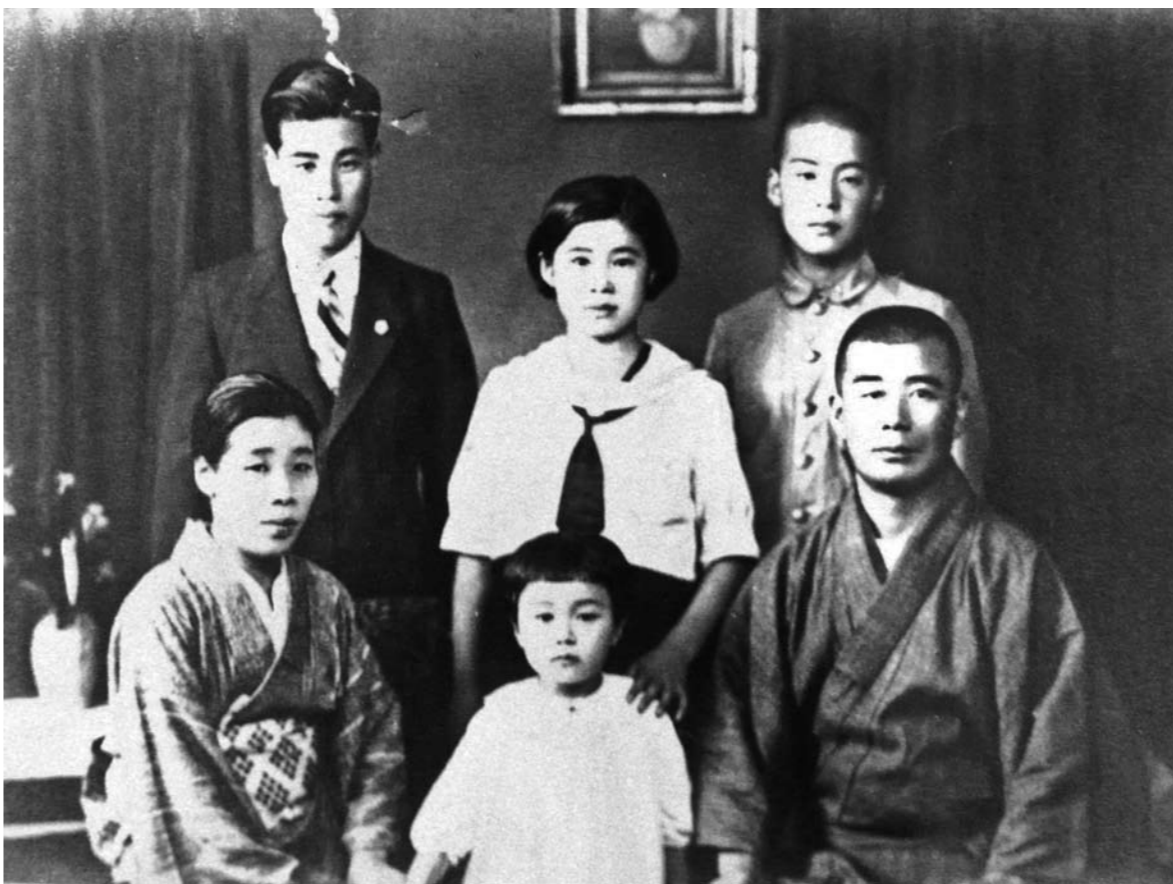
とが1つ。

戦後60年以上たった今も、民間の空襲被災者に対して何ら補償をしていない。「戦争という国の存亡にかかわる非常事態のもとでは、国民は等しく耐えなければならぬ」という「戦争損害受忍論」を主張しているからだ。その一方で、同じ戦争犠牲者である旧軍人や軍属とその遺族には、恩給や年金を支給している。

もう1つは、無謀な戦争を始め、戦争終結を遅らせたことで甚大な空襲被害を招きながら、その後も民間被災者を救済せずに放置した「不作為の責任」があるのではないかと訴えている。

提訴から3カ月たった今年の3月4日、大阪地裁で第1回口頭弁論が開かれた。「大阪空襲訴訟原告団」代表の安野輝子さん（69）が意見陳述で提訴に踏み切った理由をこう説明した。

吉田栄子さん(下段中央)。空襲で両親・姉弟を亡くした。



意見陳述の中で、安野さんはきっぱりと言いつつ切った。

戦時災害援護法を求めて

「もう署名集めとか、陳情とか、それまでの活動では、声は国に届かない。かといって、黙っていても何事もなかったように終わってしまう。泣き寝入りは絶対にできない。戦争をこの世からなくすためにも、空襲を引き起こす原因をつくった国に謝罪をさせ、補償させなければならぬ」という決意をさらに強くしました」

安野さんは、民間の空襲被災者に補償する「戦時災害援護法」の制定を求める「戦災被害者の会」に所属、30年余りにわたって運動してきた。

しかし、2年前の夏、市民から集めた署名を携えて上京したにもかかわらず、厚生労働省の係官から「戦後処理は終わっているので担当部署がない」と受け取りを拒否されている。

「裁判を通して国の責任を明確にすることは、生かされた私にできる最後の務めだと思っています」



安野輝子さん

「戦時災害援護法」の制定を求める運動を始めたのは、名古屋に住む空襲被災者、杉山千佐子さん。90歳を超えた今も「全国戦災被害者連絡会」の会長として、運動の先頭に立っている。

杉山さんはいつも左目に大きな眼帯をしている。1945年3月25日の名古屋大空襲で左目と鼻の上の部分さえぐられたからだ。

それゆえ、戦争が終わってから苦難は続いた。

仕事を探すため相談に行った「障害者厚生相談所」の担当者からは「五体満足の中でも職のない時に、『不具者』に仕事があるか」と言われた。化粧品店のセールス時代も、蔑んだ眼差しで断られたり、「言うことかかないよ、おぼちゃんみたいな顔になるよ」と、ののしられたりもした。

ようやく南山大学教授寮の寮母という安定した仕事に就くのは50歳の時。敗戦から20年余り過ぎていた。杉山さんが72年に「全国戦災被害

者連絡会」を立ち上げるきっかけとなったのは、南山大学の教授が雑談の中で語った一言だった。「戦時中」には、軍人や軍属だけでなく、民間人も補償する法律があつたらしいよ——。

杉山さんには初耳だった。すぐに図書館などで調べたところ、真珠湾攻撃から2カ月後の42年2月に「戦時災害保護法」（保護法）という法律が公布されていたことがわかった。本土空襲を想定しての法律で、当時の教員の初任給が55円という時代に遺族給与金は500円、「身体ニシテ其ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ」にも350円を支給すると規定されていた。

戦後まもなく、保護法は「連合国軍最高司令官総司令部」（GHQ）の指導のもと、「軍人恩給法」などとともに廃止された。

ところが、日本が主権を回復した52年4月、旧軍人と軍属、その遺族を救済する「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が公布され、翌53年8月には軍人恩給も復活した。しかし民間人に補償する法律は復活しなかった。杉山さんは「私たちは、軍人・軍属ではないからと置き去りにされて



杉山千佐子さん

います。戦争中、私たちはお国のために銃後の守りにと、無理やり戦争に参加させられ、必死に戦ってきました。そして、傷つけば消耗品扱いとは余りにもひど過ぎます」と怒りを込める。

杉山さんの訴えはメディアを通じて全国へ広がり、73年2月に愛知県選出の参議院議員（社会党）が国会で初めて取り上げ、6月には民間の空襲被災者にも国家補償を行うことを趣旨とする「戦時災害援護法」を議員立法で提出した。審議未了で廃案となったものの、その後も毎年のように提案された。

77年には、公明党、共産党を加えた3党共同案として国会に上程されたが、このときも審議未了で廃案となった。

戦時災害援護法案は89年まで計14回、国会へ提出されたが、参議院すら通過せず、それ以降は提案されていない。